

令和 8 年度企業間取引における価格協議・価格転嫁の実態調査業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度企業間取引における価格協議・価格転嫁の実態調査業務（以下「本業務」という。）

2 委託業務の目的

物価高騰や労務費の上昇が続く中、企業間取引における価格協議や価格転嫁の実態を把握することにより、企業間の適正取引を推進し、価格転嫁しやすい環境を整備するための基礎資料とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4 委託業務の内容

県内企業を対象とした企業間取引における価格協議・価格転嫁の実態に関するアンケート調査、集計及び報告書の作成業務

(1) 調査対象及びサンプル数

ア 調査対象

- ・建設業、製造業、運輸業、卸・小売業、情報サービス業、サービス業から抽出
- ・業種ごとに発注元から 3 次下請程度までの各階層に位置する企業で回答に偏りが生じないように、本県と協議の上、調査を実施

イ サンプル数

3,000 社

(2) アンケート調査内容

別紙のとおり

(3) アンケート調査の実施方法

- ・受注者は、郵送により、アンケート調査票を調査対象に送付（調査票発送は 7 月頃）
- ・回答者は受注者が構築したシステムにより回答（W e b 回答）又は郵送により回答
※調査票に W e b 回答用の URL と二次元バーコードを記載

(4) フォローバックの電話

調査票を発送後、フォローの電話（1 回程度）を実施

(5) 調査結果の集計

- ・調査結果は、業種ごとに集計
- ・Q22～25 は、業種ごとに発注元から 3 次下請程度までの各階層別で集計

(6) 報告書の作成

- ・集計結果に加え、「令和 6 年度企業間取引における価格協議・価格転嫁の実態調査業務」の報告書を参考にし、価格転嫁しやすい環境整備のための基礎資料となる報告書を作成

5 実施スケジュール（予定）

以下のスケジュールを基本として、県と調整して決定する。

- ・ 6月 調査委託契約締結
- ・ 7月上旬から8月中旬 調査実施（フォローの電話）
- ・ 9月中旬 調査結果集計後、県にローデータを提出
- ・ 11月下旬 県に報告書を提出（電子データ及び紙媒体）

6 業務の適正な実施に関する事項

受注者は業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。なお、業務の一括再委託は認めない。

7 成果の帰属

本業務により新たに得られた成果は、原則として県に帰属する。また、受注者は本業務において創作した著作物に関して、著作権人格権を行使しない。

8 留意事項

- （1） 受注者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- （2） 受注者は、企業間取引の取引構造及び日本標準産業分類に準拠した分類の企業情報を有していること。
- （3） 本業務を実施するために必要な体制を構築し、責任者、副責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲について明らかにすること。
- （4） 受注者の総括責任者は、価格転嫁に関するデータ分析・評価、調査・研究等に関して、十分な見識と業務実績や勤務実績がある者とし、本業務について、本県との協議や本県への助言、提案、支援等に応じるものとする。
- （5） この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義の生じた事項については、広島県と受注者とが協議して定めるものとする。

7 成果品

（1） 納品物

成果品は、電子データ及び紙媒体（1部）で提出し、本県において分析を実施できる状態で提出すること。

（2） 納品期日

令和8年11月30日

（3） 納入場所と帰属

成果品の納入場所は、広島県商工労働局中小企業支援課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とする。